

一般財団法人日本消費者協会定款

制定 平成25年9月20日

改正 2020年3月17日

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人日本消費者協会（英文名 Japan Consumers' Association。略称「JCA」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、消費者の権利の確立と自立支援の推進を図るための消費者教育・啓発活動の推進を行なうとともに、消費生活に関する相談及び消費者教育・啓発等に係る人材の育成・研修を行い、もって消費生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する消費者教育・啓発
- (2) 消費生活に関する相談及び消費者教育・啓発等に係わる人材の育成、並びに研修
- (3) 消費生活に関する情報収集及び消費者への情報提供
- (4) 消費者からの相談及び苦情の処理
- (5) 消費生活に関する調査研究
- (6) 消費生活に関する内外諸団体との交流
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものである。

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする
(基本財産)

第5条の2 本財団の基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産
- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産を処分又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
(資産の管理・運用)

第6条 本財団の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。
(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書(公益目的支出計画実施の完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。)
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本財団又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、第10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員は、本財団の理事、監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事、並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事、並びに評議員に対する報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)及び公益目的支出計画実施報告書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(定足数及び決議)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席により開催する。

2 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された評議員1名以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長及び専務理事の職務権限は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会が別に定める。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除または限定)

第31条 本財団は、法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本財団は、法人法第198条において読み替えて準用する同法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同じく準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 本財団の規程の制定、変更及び廃止
- (3) 本財団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて、監事から理事長に召集の請求があったとき、又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第36条 理事長は、理事会を招集する会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第34条第3項第3号又は第4項後段の規定により臨時理事会を招集したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(定足数及び決議)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席により開催する。

2 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外に係る承認の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除いた理事の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第44条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第45条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本財団の公告方法は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(事務局)

第48条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第49条 本財団は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認可等登記に関する書類

(4) 事業計画書及び収支予算書

(5) 事業報告書及び収支計算書

(6) 監査報告書

(7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(8) その他法令で定める書類及び帳簿

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則（平成25年9月20日付け府担第6151号認可）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団法人日本消費者協会の賛助会員は、第42条の規定にかかわらず、第1項に規定する日に本財団の賛助会員になるものとする。
- 4 本財団の最初の代表理事は松岡萬里野とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池本 誠司

磯辺 浩一

伊藤 秀秋

卯月 洋史

棚橋 節子

橋本 康正

宮崎 隆典

山下 俊章

附則（平成25年11月19日）

この変更規程は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この定款は、2020年3月17日から施行する。